

八王子市防災行政無線局管理運用規程

1 八王子市防災行政無線局管理運用規定

平成3年4月1日施行
平成10年4月1日改正
平成15年8月18日改正
平成28年4月1日改正

(目 的)

第1条 この規程は、八王子市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する八王子市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線局

無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを除く。

(2) 固定系

同報親局及び同報子局との間の固定通信系をいう。

(3) 同報親局

特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を通信する無線局をいう。

(4) 同報子局

同報親局の通信の相手方となる受信設備をいう。

(5) 移動系

基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の移動通信系をいう。

(6) 基地局

陸上移動局を通信の相手方として中継局舎内に設置する移動しない無線局をいう。

(7) 中継局

市庁舎内設備の無線局と陸上移動局間の通信を中継する無線機を収容している設備をいう。

(8) 陸上移動局

陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する車載型・可搬型又は携帯型の無線局をいう。

(9) 統制局

一般局を通信の相手方として、八王子市庁舎内に設置する無線局をいう。

(10) 陸上移動中継局

基地局と陸上移動局との間及び陸上移動相互間の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

(11) 一般局

市の関係機関及び防災関係機関、生活関係機関に設置する無線局をいう。

(12) 無線系

前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信施設をいう。

(13) 無線従事者

無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(14) 通信統制

情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため通信を切断し、割込み、通信順序の指定等を行うこと又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

(無線局の構成等)

第3条 無線局の構成及び配置等は、別紙のとおりとする。

(無線系の総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は、生活安全部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理、運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。

3 管理責任者は、生活安全部防災課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理、運用し、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者が生活安全部防災課の職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(管理者)

第7条 次の部署に管理者を置く。

(1) 同報親局及び基地局の通信操作を行う部署

(2) 本庁以外であって、陸上移動局を配置した出先機関等の部署

2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局又は無線設備等の管理、監督の業務を所掌する。

3 管理者は、本庁にあっては、当該部署の課長、出先機関等にあっては、当該機関の長をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を調製するものとする。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うほか、陸上移動局の通信取扱者の行う無

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規程等

線設備の操作を指揮監督する。

2 基地局及び同報親局に配置された無線従事者は、無線局業務日誌を毎日調製する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の指揮のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備付書類等の管理)

第11条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務関係書類を管理保管する。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、別に定める管理運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を行うとともに、毎日動作点検を行う。

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を実施するものとする。

(1) 固定系

ア 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

イ その他の通信訓練 随時

(2) 移動系

ア 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上

イ その他の通信訓練 随時

2 訓練は、固定系にあっては住民への警報通報等の伝達訓練を、移動系にあっては通信統制、情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

(研 修)

第15条 総括管理者は、通信取扱者に対して電波法令等関係法令及び無線局運用について必要な研修を行うものとする。

(部外設置の陸上移動局及び同報子局の管理)

第16条 部外に設置する陸上移動局及び同報子局の管理については、別に定める管理運用細則によるものとする。

(通信統制)

第17条 総括管理者は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、通信統制を行うことができる。

2 事故その他の理由により、総括管理者が前項の通信統制を行うことができないときは、管理責任者が通信統制を行うものとする。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

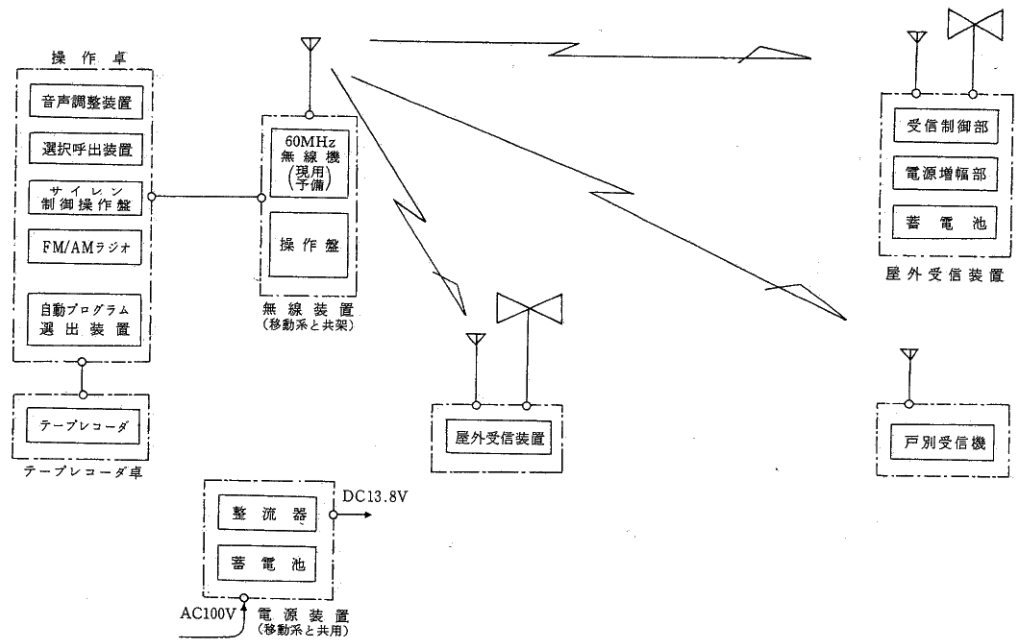
附 則

この規程は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別紙 1 無線局（固定系）構成図



資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規定等（防災行政無線固定系同報子局一覧）

No.	管理番号	グループ	設置名称	設置住所
1	本庁 0	浅川本 1	八王子市役所屋上	元本郷町 3-24-1
2	本庁 1	浅川本 1	都立八王子桑志高校入口市道	千人町 4-66-20
3	本庁 2	浅川本 1	市立第五小学校	千人町 3-7-7
4	本庁 3	浅川本 1	元本郷公園	元本郷町 4-9
5	本庁 4	浅川本 1	清川 2 号公園	清川町 32-5
6	本庁 5	浅川本 1	市立第二中学校	中野上町 4-28-1
7	本庁 6	浅川本 1	補修センター	中野上町 4-10
8	本庁 7	浅川本 1	西平岡公園	平岡町 35
9	本庁 8	浅川本 1	大横保健福祉センター屋上	大横町 11-35
10	本庁 9	浅川本 2	元横西公園	元横山町 3-24
11	本庁 10	浅川本 2	天理教教会	暁町 1-37-11
12	本庁 11	浅川本 2	八王子交通安全協会	元本郷町 3-18-1
13	本庁 12	浅川本 2	市立第五中学校	明神町 4-19-1
14	本庁 13	浅川本 2	市立第十小学校屋上	大和田町 7-5-1
15	本庁 14	浅川本 2	西花田原公園	富士見町 21
16	本庁 15	浅川本 2	石川道公園	大和田町 5-40
17	本庁 16	浅川本 2	北の原公園	大和田町 4-25
18	本庁 17	浅川本 2	婦台公園	大和田町 5-19
19	本庁 18	浅川本 2	北大和田公園	大和田町 4-9
20	本庁 19	浅川本 2	大和田公園	大和田町 2-20
21	本庁 20	浅川本 2	大和田中央町会会館	大和田町 3-17-25
22	本庁 21	浅川本 2	大和田 1 丁目児童遊園	大和田町 1-26
23	本庁 22	浅川本 2	社団法人南多摩建設業協会	明神町 1-10-14
24	本庁 23	浅川本 2	市立第四小学校屋上	明神町 2-15-1
25	本庁 24	川口川本	甲の原保育園	中野町 2517-2
26	本庁 25	川口川本	3 分団 6 部消防器具置場	中野上町 4-36-17
27	本庁 26	川口川本	仲田保育園西側公園	中野山王 3-14
28	本庁 27	川口川本	中野児童遊園	中野上町 3-33
29	本庁 28	川口川本	市立中野北小学校	中野山王 3-1-1
30	本庁 29	川口川本	市立第九小学校	中野上町 2-14-1
31	本庁 30	川口川本	中野町公園	中野上町 2-5
32	本庁 31	川口川本	市営住宅西中野団地	中野町 2546-2
33	本庁 32	多摩川石	市立ひよどり山中学校	暁町 3-1-1
34	本庁 33	山田川	市営緑町霊園	緑町 222
35	本庁 34	山田川	都立多摩職業能力開発センター八王子校前市道	台町 1-11-1 先

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規定等（防災行政無線固定系同報子局一覧）

No.	管理番号	グループ	設置名称	設置住所
36	本庁 3 5	山田川	緑町公園	緑町 9 4
37	本庁 3 6	山田川	子安公園	子安町 4 - 3 1
38	本庁 3 7	山田川	旧枋の木児童遊園	子安町 3 - 2 8
39	本庁 3 8	山田川	八王子駅南口野猿街道入口市道	子安町 1 - 9 - 7
40	本庁 3 9	山田川	市立第六小学校屋上	子安町 2 - 1 9 - 1
41	本庁 4 0	一般本 1	元本郷団地	元本郷町 2 - 1 1
42	本庁 4 1	一般本 1	市立第二小学校	八木町 7 - 1
43	本庁 4 2	一般本 1	中央図書館屋上	千人町 3 - 3 - 6
44	本庁 4 3	一般本 1	八王子市小児・障害メディカルセンター	台町 4 - 3 3 - 1 3
45	本庁 4 4	一般本 1	2 分団 2 部消防器具置場	上野町 6 7
46	本庁 4 5	一般本 1	富士森公園	台町 2 - 2
47	本庁 4 6	一般本 2	大横町会館	大横町 1 - 2 4
48	本庁 4 7	一般本 2	市立第一小学校屋上	元横山町 2 - 1 4 - 3
49	本庁 4 8	一般本 2	天神公園	天神町 2 3 - 1
50	本庁 4 9	一般本 2	市立第六中学校屋上	上野町 9 7
51	本庁 5 0	一般本 2	ドンキホーテ八王子駅前店屋上	中町 1 - 3
52	本庁 5 1	一般本 2	旧保健所跡地	旭町 1 3 - 1 8
53	本庁 5 2	川口川本	ひよどり台公園	暁町 2 - 2 1
54	本庁 5 3	浅川本 2	都立小宮公園	暁町 2 - 4 1 先
55	本庁 5 4	山田川	緑町 1 号緑地	緑町 9 5 3 - 2 0
56	本庁 5 5	一般本 1	元本郷南公園	元本郷町 2 - 1
57	本庁 5 6	浅川本 2	南原公園	大和田町 2 - 8
58	本庁 5 7	川口川本	ひよどり公園	暁町 2 - 1 2
59	本庁 5 8	浅川本 1	水無瀬児童遊園	日吉町 7 先
60	本庁 5 9	川口川本	糸原公園	中野町 2 1 0 4 - 1 2
61	浅川 1	案内川	狭霧橋先	南浅川町 3 8 0 6 - 2
62	浅川 2	案内川	うかい鳥山第 3 駐車場先	南浅川町 3 4 9 1 先
63	浅川 3	案内川	南浅川町集会所	南浅川町 3 0 6 0 - 1
64	浅川 4	案内川	坊ヶ谷戸公園	高尾町 2 5 4 7
65	浅川 5	南浅川 1	もみじ児童遊園西側高尾山駐車場	高尾町 2 4 2 8
66	浅川 6	南浅川 1	落合公園	高尾町 1 8 3 2
67	浅川 7	南浅川 1	市立高尾保育園	高尾町 1 7 3 7
68	浅川 8	南浅川 1	八王子市農協浅川支店	高尾町 1 5 7 3
69	浅川 9	南浅川 2	原児童遊園	東浅川町 1 0 5 7 先
70	浅川 1 0	一般浅 2	1 1 分団 1 部消防器具置場	東浅川町 5 2 1 - 3

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規定等（防災行政無線固定系同報子局一覧）

No.	管理番号	グループ	設置名称	設置住所
71	浅川 1 1	南浅川 2	陵南公園（南側）	東浅川町 3 1 - 6
72	浅川 1 2	一般浅 2	イーアス高尾入口前	東浅川町 5 5 0
73	浅川 1 3	小仏川	大下バス停先	裏高尾町 1 4 5 6
74	浅川 1 4	小仏川	摺差町会会館	裏高尾町 1 0 8 6
75	浅川 1 5	小仏川	みどり幼稚園（旧市立浅川小学校上長房分校）	裏高尾町 6 7 4
76	浅川 1 6	小仏川	駒木野病院	裏高尾町 2 7 3
77	浅川 1 7	一般浅 1	市立浅川中学校	初沢町 1 3 7 0
78	浅川 1 8	一般浅 1	市立浅川小学校屋上	初沢町 1 3 3 5
79	浅川 1 9	一般浅 2	市立東浅川小学校屋上	東浅川町 5 5 0 - 2 2
80	浅川 2 0	案内川	国道 20 号脇水路	南浅川町 2 5 7 2 - 6 先
81	浅川 2 1	一般浅 1	初沢町市営住宅跡地	初沢町 1 4 3 7
82	浅川 2 2	一般浅 2	東浅川交通公園	東浅川町 5 5 9
83	浅川 2 3	一般浅 1	三和団地自治会防災倉庫脇	初沢町 1 4 2 9 - 3 0 8
84	浅川 2 4	案内川	消防団 1 1 分団 1 2 部器具置場	南浅川町 3 0 7 7 - 3
85	浅川 2 5	南浅川 2	原宿会館	東浅川町 2 6 9
86	浅川 2 6	南浅川 2	熊野児童遊園（熊野神社）	東浅川町 1 1 0 5
87	浅川 2 7	高尾山	薬王院境内	高尾町 2 1 7 7
88	浅川 2 8	高尾山	十一丁目茶屋広場	高尾町 2 1 7 9
89	由木 1	大栗川 1	1 2 分団 1 1 部消防器具置場	鎌水 1 2 1 - 3
90	由木 2	大栗川 1	由木西小学校跡地	上柚木 5 9 3
91	由木 3	大栗川 1	愛信幼稚園前都道	上柚木 1 1 8 0 先
92	由木 4	大栗川 1	市立由木中央小学校屋上	下柚木 2 5
93	由木 5	大栗川 1	市立由木中学校屋上	下柚木 2 - 3 4 - 2
94	由木 6	大栗川 1	由木緑道	松木 2 - 1 3 6
95	由木 7	大栗川 2	堀之内会館	堀之内 5 1 0
96	由木 8	大栗川 2	秋葉台公園	別所 2 - 4
97	由木 9	大栗川 2	市立由木東小学校	東中野 1 3 4 7
98	由木 1 0	大栗川 2	常磐公園	東中野 1 7 4 4
99	由木 1 1	大栗川 2	大塚宮田公園	大塚 6 6 9 - 1
100	由木 1 2	大栗川 2	帝京大学駐輪場	大塚 4 0 7
101	由木 1 3	大田川	市立柏木小学校	南大沢 3 - 3
102	由木 1 4	大田川	南大沢市道	南大沢 1 - 2 1 - 1 先
103	由木 1 5	大田川	1 2 分団 5 部消防器具置場	松木 2 3
104	由木 1 6	大田川	松木峰ヶ谷戸公園	松木 3 6
105	由木 1 7	一般由 1	中山会館	中山 4 5 0

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規定等（防災行政無線固定系同報子局一覧）

No.	管理番号	グループ	設置名称	設置住所
106	由木 1 8	一般由 1	こもれび公園	北野台 2 - 2 9
107	由木 1 9	一般由 3	市立鹿島小学校屋上	鹿島 1 3
108	由木 2 0	一般由 3	デジタルハリウッド大学	松が谷 1
109	由木 2 1	一般由 3	市立松が谷小学校屋上	松が谷 1 2
110	由木 2 2	一般由 2	大塚団地集会所	大塚 3 4 3 - 3 0
111	由木 2 3	一般由 1	海公園	南陽台 1 - 1 1
112	由木 2 4	一般由 1	夾竹桃公園	南陽台 3 - 2 2
113	由木 2 5	一般由 2	中央大学入口市道	東中野 6 8 9 先
114	由木 2 6	一般由 2	由木ヶ丘公園	大塚 5 8 - 7 1
115	由木 2 7	大栗川 1	上柚木市道	上柚木 2 0 5 9 先
116	由木 2 8	大栗川 1	多摩美術大学 北側入口	鎌水 2 - 1 7 2 3
117	由木 2 9	大田川	市立南大沢小学校	南大沢 4 - 1 8
118	由木 3 0	一般北野	大学セミナーハウス前	下柚木 1 9 8 7 先
119	由木 3 1	大田川	大平公園	南大沢 3 - 1 1
120	由木 3 2	大栗川 1	鎌水水甫緑地	鎌水 2 - 3 1 0 - 2
121	由木 3 3	大栗川 1	都道由木 33 号線歩道 境橋（北東側）	上柚木 1 9 4 - 1
122	由木 3 4	大田川	市立宮上小学校屋上	南大沢 5 - 1 0
123	由木 3 5	大田川	市立宮上中学校屋上	南大沢 5 - 5
124	由木 3 6	大栗川 2	京王堀之内駅前	堀之内 3 - 2 9 - 1 5
125	由木 3 7	大栗川 2	市立秋葉台小学校屋上	別所 2 - 5
126	由木 3 8	大栗川 2	市立別所中学校屋上	別所 2 - 2 8
127	由木 3 9	大栗川 2	堀之内洗馬川公園	堀之内 2 - 2 5 - 1
128	由木 4 0	大栗川 1	柳沢バス停付近	上柚木 2 - 2 3 8 0 先
129	由木 4 1	大田川	富士見台公園	下柚木 9 0 5 - 3
130	由木 4 2	大田川	南大沢西谷戸公園	南大沢 2 - 1 2 - 6
131	由木 4 3	大田川	九反甫公園	南大沢 4 - 2 0
132	由木 4 4	大栗川 2	1 2 分団 4 部消防器具置場	別所 1 - 1 4 - 1 3
133	由木 4 5	大栗川 2	市立別所小学校屋上	別所 2 - 4 4
134	由木 4 6	一般由 3	大塚公園	松が谷 6 6
135	由木 4 7	大栗川 1	市立愛宕小学校屋上	上柚木 3 - 2 0
136	由木 4 8	大栗川 1	市立上柚木中学校屋上	上柚木 3 - 1 7
137	由木 4 9	大田川	市立松木小学校屋上	松木 5 7 - 3
138	由木 5 0	一般由 2	大塚なかおね公園	大塚 2 7 2 - 3
139	由木 5 1	大田川	市立下柚木小学校屋上	下柚木 3 - 9
140	由木 5 2	大田川	南大沢長谷戸公園	南大沢 2 - 2 2 1

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規定等（防災行政無線固定系同報子局一覧）

No.	管理番号	グループ	設置名称	設置住所
141	由木 5 3	大田川	市立松木中学校屋上	別所 1 - 3 4 - 1
142	由木 5 4	大栗川 1	市立鏈水小学校	鏈水 2 - 7 4
143	由木 5 5	大栗川 1	鏈水大芦緑地	鏈水 2 - 1 7 1
144	由木 5 6	一般由 1	竹の子公園	南陽台 2 - 1 0
145	由木 5 7	大栗川 1	鏈水公会堂	鏈水 1 0 2 7 - 1
146	由木 5 8	大栗川 1	鏈水弁財天緑地	鏈水 2 - 1 4 1
147	由木 5 9	大栗川 1	鏈水インター北 国道 1 6 号沿い	鏈水 1 3 3 3 - 5 先
148	由木 6 0	大栗川 1	市立鏈水中学校	鏈水 2 - 6 7 先
149	由木 6 1	太田川	市立長池小学校	別所 1 - 5 5
150	由木 6 2	大栗川 1	上柚木公園	上柚木 2 - 5 1
151	由木 6 3	大栗川 2	越野北八幡西緑地	越野 4 1
152	由木 6 4	大栗川 2	堀之内寺沢里山公園	堀之内 7 0 0 - 3
153	由木 6 5	大栗川 2	越野北八幡西緑地	越野 4 1
154	由木 6 6	大田川	別所やまざくら公園	別所 1 - 2 8 - 4 0
155	由木 6 7	一般由 1	由木さえずり公園	下柚木字 1 1 号 1 6 2 4 - 7 0
156	由木 6 8	一般由 1	由木さとやま公園	下柚木字 1 0 号 1 4 0 0 - 1 5 5
157	由木 6 9	大栗川 2	大塚下田公園	大塚 6 4 8
158	由木 7 0	一般由 2	松原公園	東中野 2 1 2 - 1
159	由木 7 1	大栗川 2	せせらぎ緑道	別所 2 - 1 2 6
160	由木 7 2	大栗川 1	鏈水小山緑地	鏈水 2 - 1 7 6 - 1
161	由木 7 3	大栗川 1	東谷公園	鏈水 2 - 8 0
162	由木 7 5	大栗川 2	多摩ニュータウン	堀之内 6 3 1 - 7
163	由木 7 6	大栗川 2	多摩ニュータウン東	堀之内 7 2 7
164	由木 7 7	大栗川 2	多摩ニュータウン北	堀之内 6 9 9
165	由木 7 8	大栗川 2	多摩ニュータウン南	堀之内 6 7 1
166	横山 1	南浅川横	市立横山第二小学校	並木町 2 6 - 1
167	横山 2	南浅川横	市立長房小学校	長房町 3 4 0 - 4
168	横山 3	南浅川横	せきれい児童遊園	長房町 4 5 - 2
169	横山 4	一般横 1	市立船田小学校	長房町 1 0 4 1 - 2
170	横山 5	一般横 1	青和会公園	長房町 5 5 0
171	横山 6	一般横 1	長房町交番裏	長房町 3 4 1
172	横山 7	一般横 1	9 分団 4 部消防器具置場	長房町 3 0 1 - 2
173	横山 8	一般横 2	市立散田小学校	散田町 5 - 2 3
174	横山 9	一般横 2	散田公園前市道	散田町 5 - 1 6
175	横山 1 0	一般横 2	東散田公園	散田町 3 - 2 4

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規定等（防災行政無線固定系同報子局一覧）

No.	管理番号	グループ	設置名称	設置住所
176	横山 1 1	南浅川横	南多摩病院東側市道	散田町 3 - 1 0 先
177	横山 1 2	南浅川 2	陵南公園（北側）	長房町 1 5 7 2 - 1
178	横山 1 3	南浅川横	めじろ台富士見公園	めじろ台 1 - 2 - 2
179	横山 1 4	一般横 2	市立山田小学校屋上	山田町 1 5 5 3
180	横山 1 5	一般横 2	市立第七中学校	散田町 2 - 2 - 1
181	横山 1 6	南浅川 2	長房防災倉庫	長房町 5 0 6 - 2
182	横山 1 7	一般横 2	めじろ台南公園	めじろ台 3 - 4 3 - 2
183	横山 1 8	一般横 2	めじろ台東公園	山田町 1 8 8 9 - 6
184	横山 1 9	一般横 2	山田児童遊園	山田町 1 6 0 3 - 1
185	横山 2 0	一般横 2	紅葉台中公園	狭間町 1 9 9 4 - 1 5 6
186	横山 2 1	一般横 2	猿額公園	狭間町 1 8 0 0 - 5 0
187	横山 2 2	一般横 2	蛇の目前市道	狭間町 1 6 0 8 先
188	横山 2 3	一般横 1	出羽山公園	城山手 1 - 4
189	横山 2 4	一般横 1	陵東公園	城山手 2 - 3 4
190	横山 2 5	一般横 2	万葉公園	散田町 5 - 3 7
191	横山 2 6	一般横 2	めじろ台三田公園	めじろ台 4 - 5 4 - 2 4
192	横山 2 7	一般横 2	教育センター	散田町 2 - 3 7 - 1
193	横山 2 8	一般横 2	榊形公園	山田町 1 6 8 3
194	館 1	湯殿川館	上館公園	館町 1 1 6 3 - 1 2
195	館 2	湯殿川館	館町四谷ちびっこ広場跡地	館町 1 3 6 1
196	館 3	湯殿川館	9 分団 9 部消防器具置場	館町 3 1 4
197	館 4	湯殿川館	市立横山第一小学校	館町 7 4
198	館 5	湯殿川館	市立櫛田中学校屋上	櫛田町 1 7 2
199	館 6	湯殿川館	9 分団 10 部消防器具置場	櫛田町 2 3 3 - 1
200	館 7	一般横 2	聖徳学園八王子中央幼稚園	櫛田町 1 0 0 3
201	館 8	一般館 2	大船都道（大船バス折返場前）	大船町 3 5 2 先
202	館 9	一般館 2	9 分団 1 2 部消防器具置場	大船町 2 3 8 - 4
203	館 1 0	一般館 1	国立東京工業高等専門学校	櫛田町 1 2 2 0 - 2
204	館 1 1	一般館 1	市立櫛田小学校屋上	櫛田町 5 7 1 - 2
205	館 1 2	一般館 2	館ヶ丘団地 2 - 1 号棟北側公園	館町 1 0 9 7
206	館 1 3	一般館 2	市立館小（旧館中学校）屋上	館町 2 7 8 6
207	館 1 4	一般館 2	市立高尾山学園	館町 1 0 9 7 - 3 0
208	館 1 5	一般館 2	殿入北公園	館町 1 8 2 1 - 7 4
209	館 1 6	一般館 2	稻荷山行政資料保管等施設	寺田町 1 4 5 5 - 3
210	館 1 7	一般館 2	みよだ公園	寺田町 7 6 0

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規定等（防災行政無線固定系同報子局一覧）

No.	管理番号	グループ	設置名称	設置住所
211	館 1 8	一般館 2	市立緑が丘小学校屋上	寺田町 4 0 5 - 5
212	館 1 9	一般館 1	櫛田中原公園	櫛田町 5 3 2
213	館 2 0	一般館 2	ゆりのき台長久保公園	館町 1 8 9 2
214	館 2 1	湯殿川館	旧町田街道沿い	館町 7 4 9 - 4
215	館 2 2	一般館 2	殿入南公園	館町 1 8 5 0 - 5
216	館 2 3	一般館 2	寺田中公園	寺田町 1 0 0 4 - 1
217	館 2 4	一般館 1	櫛田遺跡公園通り	櫛田町 6 0 2 - 3
218	館 2 5	一般館 1	神谷原公園	櫛田町 5 1 7 - 2
219	館 2 6	一般館 2	大船久保田公園	大船町 1 3 5 - 6
220	元八 1	浅川元 1	日枝神社	式分方町 4 先
221	元八 2	浅川元 1	市立上壺分方小学校	上壺分方町 7 9 9 - 2
222	元八 3	浅川元 1	上壺分方 1 号緑地先	上壺分方町 1 7 4 - 5 先
223	元八 4	浅川元 2	市立四谷中学校屋上	四谷町 5 5 5
224	元八 5	浅川元 2	泉町会館	泉町 1 3 4 3
225	元八 6	浅川元 2	市立元八王子東小学校	叶谷町 1 5 2 1
226	元八 7	城山川 1	高尾台東公園	元八王子町 3 - 2 7 5 0 4 - 3 9 4
227	元八 8	城山川 1	元八王子三丁目公会堂	元八王子町 3 - 2 2 5 1
228	元八 9	城山川 1	市立城山小学校屋上	元八王子町 2 - 1 7 6 7
229	元八 1 0	城山川 1	開戸ちびっこ広場	元八王子町 2 - 8 2 9 - 1
230	元八 1 1	城山川 1	松子舞南公園	元八王子町 1 - 2 4 2 - 1 0 7
231	元八 1 2	城山川 1	8 分団 5 部消防器具置場	元八王子町 1 - 8 0
232	元八 1 3	城山川 2	下原公園	横川町 8 1 2
233	元八 1 4	城山川 2	千本木会館	大楽寺町 6 0 5 先
234	元八 1 5	城山川 2	横川会館	横川町 5 5 9
235	元八 1 6	城山川 2	市立横川中学校屋上	横川町 3 6 4
236	元八 1 7	城山川 2	市立横川小学校校庭	横川町 3 0 5
237	元八 1 8	大沢川	川町公民館	川町 2 2 0
238	元八 1 9	大沢川	市立城山中中学校入口市道	川町 7 3 9 先
239	元八 2 0	大沢川	式分方公園	式分方町 7 4 4
240	元八 2 1	大沢川	叶谷ちびっこ公園	大楽寺町 5 0 8 - 3
241	元八 2 2	一般元八	8 分団 4 部消防器具置場	式分方町 2 9 0
242	元八 2 3	一般元八	のぼり川緑道	式分方町 4 3 6 先
243	元八 2 4	一般元八	諏訪神社	諏訪町 7
244	元八 2 5	一般元八	諏訪下町会館	諏訪町 1 0 6
245	元八 2 6	浅川元 1	防火水槽（諏訪町 2 7 9）	諏訪町 2 7 9

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規定等（防災行政無線固定系同報子局一覧）

No.	管理番号	グループ	設置名称	設置住所
246	元八 2 7	城山川 1	都立八王子霊園	元八王子町 3 - 2 4 8 8 - 1
247	元八 2 8	大沢川	よしの沢公園	川町 1 2 8 - 3 1 8
248	元八 2 9	城山川 2	横川ひかり公園	横川町 6 0 7 - 6 0
249	元八 3 0	城山川 1	梶原谷とちの木公園	元八王子町 2 - 3 3 4 4 - 1 0
250	元八 3 1	城山川 1	道場根西公園	元八王子町 2 - 3 3 6 1 - 1 3
251	元八 3 2	城山川 1	道場根東公園	元八王子町 2 - 3 3 5 5 - 4
252	元八 3 3	城山川 1	高尾台緑地	元八王子町 3 - 2 7 5 0 - 1 1 0 7
253	元八 3 4	一般元八	諏訪中公園	大楽寺町 2 5 1 - 9
254	元八 3 5	城山川 2	横川西公園	横川町 9 8 0 - 2
255	元八 3 6	城山川 1	高尾台緑地	元八王子町 3 - 2 1 5 3 - 2 3 5
256	元八 3 7	城山川 1	八王子城跡ガイダンス施設	元八王子町 3 - 2 6 6 4 - 2
257	恩方 1	浅川恩 1	案下会館前	上恩方町 3 9 3 2 - 3 先
258	恩方 2	浅川恩 1	森久保クラブ	上恩方町 2 4 6 2
259	恩方 3	浅川恩 1	市立恩方第二小学校	上恩方町 2 1 9 3
260	恩方 4	浅川恩 2	夕やけ小やけ児童遊園	上恩方町 1 5 5 2
261	恩方 5	浅川恩 2	尾長橋付近	上恩方町 1 1 0 8 先
262	恩方 6	浅川恩 2	市立恩方中学校	上恩方町 1 1
263	恩方 7	浅川恩 3	恩方事務所	下恩方町 3 3 9 5
264	恩方 8	浅川恩 3	市立恩方第一小学校	下恩方町 1 3 6 9
265	恩方 9	浅川恩 3	7 分団 2 部消防器具置場	下恩方町 1 6 9 4 - 3
266	恩方 1 0	浅川恩 4	下恩方公園	下恩方町 9 3 5
267	恩方 1 1	浅川恩 4	桜宮公園	西寺方町 4 0 0 - 6
268	恩方 1 2	浅川恩 4	下小田野児童遊園	西寺方町 4 6 2 - 1 1
269	恩方 1 3	小津川	モリアオガエルの道（向橋付近）	小津町 9 0 6
270	恩方 1 4	小津川	小津町児童遊園	小津町 4 1 7 - 1
271	恩方 1 5	小津川	熊野橋付近	小津町 1 9 3 先
272	恩方 1 6	小津川	辺名バス停前	下恩方町 2 2 4 先
273	恩方 1 7	小津川	市立元木小学校屋上	下恩方町 5 1 5 - 1
274	恩方 1 8	一般恩方	宝生寺公園	西寺方町 1 0 0 1 - 2 1 6
275	恩方 1 9	浅川恩 2	駒木野バス停先	上恩方町 5 2 3 先
276	恩方 2 0	浅川恩 4	観栖寺公園	西寺方町 1 3 6 - 9
277	恩方 2 1	小津川	繊維工業団地	下恩方町 3 5 0 先
278	恩方 2 2	一般恩方	陵北児童遊園	西寺方町 1 0 6 1 - 3 先
279	恩方 2 3	浅川恩 1	川井野バス停先	上恩方町 4 4 3 6
280	恩方 2 4	浅川恩 3	恩方上宿公園	下恩方町 1 4 9 3 - 3

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規定等（防災行政無線固定系同報子局一覧）

No.	管理番号	グループ	設置名称	設置住所
281	恩方 2 5	浅川恩 1	醍醐大橋	上恩方町 2 8 8 8 - 2 先
282	恩方 2 6	浅川恩 2	夕やけ小やけふれあいの里	上恩方町 2 0 3 0
283	恩方 2 7	浅川恩 3	下恩方 4 号緑地	下恩方町 2 2 1 7 - 2
284	川口 1	川口川 1	株式会社エムディーケー先	上川町 3 5 5 - 3
285	川口 2	川口川 1	上川町西部会館	上川町 5 9 8
286	川口 3	川口川 1	上川町農村環境改善センター	上川町 9 2 5 - 1
287	川口 4	川口川 1	市立上川口小学校	上川町 1 0 9 9
288	川口 5	川口川 1	新関戸橋先	上川町 3 4 1 7 - 4
289	川口 6	川口川 1	上川町東部会館	上川町 2 9 9 1
290	川口 7	川口川 2	川口町西部会館	川口町 3 3 3 1 - 2
291	川口 8	川口川 2	川口事務所	川口町 9 0 8 - 1
292	川口 9	川口川 2	川口中学校	川口町 2 5 5 5
293	川口 1 0	川口川 2	堀口児童遊園	川口町 1 8 9 0
294	川口 1 1	川口川 3	唐松公園	川口町 1 8 1 1 - 1 7
295	川口 1 2	川口川 3	6 分団 2 部消防器具置場	犬目町 1 0
296	川口 1 3	川口川 3	市立陶鎔小学校	犬目町 5 6
297	川口 1 4	川口川 3	工学院大学犬目校舎前	犬目町 1 0 7 先
298	川口 1 5	川口川 4	光明第三保育園	櫛原町 9 7 1
299	川口 1 6	川口川 4	6 分団 1 部消防器具置場	櫛原町 1 0 6 4
300	川口 1 7	川口川 4	市立櫛原中学校	櫛原町 1 2 3 5
301	川口 1 8	山入川	美山町バス停先	美山町 2 5 5 0 先
302	川口 1 9	山入川	美山日枝児童遊園（神社）	美山町 2 4 6 - 1
303	川口 2 0	山入川	小足バス停先	美山町 2 1 4 4 先
304	川口 2 1	山入川	市立美山小学校	美山町 1 8 9 2
305	川口 2 2	山入川	老人ホーム美山苑	美山町 1 4 6 3
306	川口 2 3	浅川川口	市立上壺分方小学校	上壺分方町 7 9 9 - 2
307	川口 2 4	浅川川口	下川口ちびっこ公園	川口町 1 5 4 0 - 5 2 2
308	川口 2 5	浅川川口	市立松枝小学校	櫛原町 6 0 1 - 1 3
309	川口 2 6	浅川川口	櫛原西部会館	櫛原町 5 0 1
310	川口 2 7	浅川川口	市立櫛原小学校屋上	櫛原町 1 2 8 7 - 2
311	川口 2 8	川口川 1	GMG八王子ゴルフ場入口	上川町 2 2 2 9 先
312	川口 2 9	川口川 4	櫛原さぬき公園	櫛原町 1 8 1 8 - 6
313	川口 3 0	浅川川口	ととのい公園	川口町 1 4 6 6 - 1 1
314	川口 3 1	川口川 2	上榎木公園	川口町 1 0 9 5 - 3
315	川口 3 2	川口川 3	犬目会館	犬目町 8 6 3

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規定等（防災行政無線固定系同報子局一覧）

No.	管理番号	グループ	設置名称	設置住所
316	川口 3 3	山入川	美山保育園	美山町 1 7 9 1 - 3
317	加住 1	谷地川加	5 分団 6 部消防器具置場	戸吹町 1 9 6
318	加住 2	谷地川加	落合橋バス停付近	戸吹町 1 0 4
319	加住 3	谷地川加	鶴前まちの広場	宮下町 3 5 9 - 4
320	加住 4	谷地川加	市立加住小学校	加住町 1 - 1 9 1
321	加住 5	谷地川加	5 分団 4 部消防器具置場	加住町 1 - 2 5 9 - 2
322	加住 6	谷地川加	黄金橋児童遊園	丹木町 2 - 1 6 0 - 1
323	加住 7	谷地川加	かすみ学園通り（東京純心女子学園前）	丹木町 1 - 5 6 2 先
324	加住 8	谷地川加	5 分団 1 部消防器具置場	滝山町 2 - 1 7 - 4
325	加住 9	谷地川加	左入会館	左入町 4 2 1
326	加住 1 0	谷地川加	尾崎児童遊園	尾崎町 6 9 - 1
327	加住 1 1	秋川加住	滝ヶ原運動場先（田んぼ農道）	高月町 6 5 8
328	加住 1 2	秋川加住	高月公園	高月町 2 2 2
329	加住 1 3	一般加住	谷野西公園	谷野町 7 1 9 - 5 1 5
330	加住 1 4	一般加住	左入公園	みつい台 1 - 6
331	加住 1 5	谷地川加	戸吹廣町西緑地	戸吹町 4 8 0
332	加住 1 6	一般加住	5 分団 2 部消防器具置場	谷野町 4 5 2 - 3
333	加住 1 7	谷地川加	5 分団 5 部消防器具置場	宮下町 9 4 1
334	加住 1 8	谷地川加	谷野町南交差点市道	谷野町 1 1 9 2 - 4
335	加住 1 9	谷地川加	天神神社（梅坪町会館）	梅坪町 2 6 6 - 1
336	加住 2 0	谷地川加	戸吹菅井公園	戸吹町 2 9 5 - 1
337	石川 1	谷地川石	わらべ保育園	宇津木町 8 3 2
338	石川 2	谷地川石	青空公園	宇津木町 9 4 0 - 1 9 6
339	石川 3	谷地川石	4 分団 4 部消防器具置場	宇津木町 6 8 8 - 2
340	石川 4	谷地川石	木下工務店先	大谷町 2 6 8 - 3 先
341	石川 5	谷地川石	石川市民センター	石川町 4 3 8
342	石川 6	谷地川石	石川桜塚公園	石川町 2 4 8 1 - 4 先
343	石川 7	谷地川石	石川東公園	石川町 1 2 4 0 - 1
344	石川 8	谷地川石	市立小宮小学校	小宮町 1 1 2 8 - 3
345	石川 9	谷地川石	小宮東公園	小宮町 1 0 7 8 - 1
346	石川 1 0	多摩川石	滝山台丸山公園	丸山町 1 2 - 9
347	石川 1 1	多摩川石	4 分団 6 部消防器具置場	平町 2 3 2
348	石川 1 2	多摩川石	4 分団 1 部消防器具置場	小宮町 9 7 6
349	石川 1 3	多摩川石	高倉公園	高倉町 1 0
350	石川 1 4	多摩川石	松風公園	高倉町 6 3

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規定等（防災行政無線固定系同報子局一覧）

No.	管理番号	グループ	設置名称	設置住所
351	石川 1 5	一般石川	市立第八小学校	石川町 2 0 6 5
352	石川 1 6	一般石川	名糖産業（株）先市道	石川町 3 1 8 0 先
353	石川 1 7	多摩川石	宇津木台西公園	久保山町 2 - 2 1
354	石川 1 8	多摩川石	宇津木台南公園	久保山町 1 - 3 1
355	石川 1 9	多摩川石	宇津木台東公園	久保山町 1 - 8
356	石川 2 0	一般石川	前大谷公園	大谷町 7 6 8 - 5
357	石川 2 1	一般石川	大谷沢公園	大谷町 5 5 - 1
358	石川 2 2	谷地川石	宇津木 1 号緑地	宇津木町 5 5 6 - 1
359	石川 2 3	谷地川石	石川上ノ原公園	石川町 1 0 8 2 - 8
360	石川 2 4	谷地川石	石川まるやま公園	石川町 2 5 1 1 - 7
361	石川 2 5	多摩川石	あわのす児童遊園	小宮町 3 4 3 - 2
362	石川 2 6	多摩川石	八王子水再生センター	小宮町 5 0 1
363	石川 2 7	一般石川	高倉緑地	高倉町 1 1
364	石川 2 8	一般石川	新田公園	高倉町 4 2
365	石川 2 9	一般石川	左入緑地	石川町 9 6 4 - 1 9
366	北野 1	浅川北野	向河原公園	長沼町 1 3 0 3
367	北野 2	浅川北野	市立長沼小学校屋上	長沼町 7 0 7 - 3
368	北野 3	浅川北野	ほたる公園	長沼町 2 0 4
369	北野 4	浅川北野	長沼両田公園	長沼町 1 0 4 - 2 8 4
370	北野 5	湯殿川北	八坂神社	北野町 7 7 先
371	北野 6	湯殿川北	打越土入公園	打越町 2 0 1 8
372	北野 7	湯殿川北	和田公園	北野町 5 1 2
373	北野 8	湯殿川北	北野事務所	北野町 5 4 9 - 5
374	北野 9	湯殿川北	中谷戸市道	打越町 1 2 6 2
375	北野 1 0	湯殿川北	市立北野保育園	北野町 5 7 0 - 1 2
376	北野 1 1	湯殿川北	市立打越中学校	打越町 3 4 9 - 1
377	北野 1 2	一般北野	西谷戸公園	絹ヶ丘 1 - 5
378	北野 1 3	一般北野	とりよせ公園	北野台 1 - 1
379	北野 1 4	一般北野	北野台公園	絹ヶ丘 1 - 4 8
380	北野 1 5	一般北野	北野台えくぼ公園	北野台 1 - 9
381	北野 1 6	一般北野	北野台ながれの公園	北野台 1 - 3 1
382	北野 1 7	一般北野	市立高嶺小学校屋上	北野台 4 - 2 1 - 1
383	北野 1 8	一般由井	佐藤宅前駐車場脇	打越町 1 5 2 8
384	北野 1 9	一般北野	打越岡谷公園	北野台 5 - 2 1
385	北野 2 0	浅川北野	長沼町東町会会館	長沼町 2 8 - 9 6

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規定等（防災行政無線固定系同報子局一覧）

No.	管理番号	グループ	設置名称	設置住所
386	北野 2 1	一般北野	北野台絹の道公園	北野台 2 - 1 2
387	北野 2 2	浅川北野	北野水再生センター分場	北野町 5 9 1 - 1
388	北野 2 3	浅川北野	北野公園	北野町 5 8 5 - 1
389	北野 2 4	浅川北野	南陽台緑地	長沼町 1 3 4 - 3 6 0
390	北野 2 5	湯殿川北	東京都八王子青年の家跡地	打越町 1 1 2 2
391	由井 1	湯殿川由	1 0 分団 1 部消防器具置場	小比企町 2 8 9 1 - 4
392	由井 2	湯殿川由	1 0 分団 7 部消防器具置場	小比企町 1 5 8 1
393	由井 3	湯殿川由	市立由井第三小学校屋上	小比企町 1 2 0 1
394	由井 4	湯殿川由	由井事務所	片倉町 2 4 5 - 1
395	由井 5	湯殿川由	市立由井中学校	片倉町 5 5 3
396	由井 6	兵衛川	兵衛下平公園	兵衛 1 - 8
397	由井 7	兵衛川	市立由井第二小学校屋上	片倉町 2 1 8 0
398	由井 8	一般由井	すずかけ公園	片倉町 9 7 3 - 1 0 4
399	由井 9	一般由井	片倉台中央公園	片倉町 1 2 9 6 - 1 5
400	由井 1 0	一般由井	市立片倉台小学校屋上	片倉町 1 3 1 8
401	由井 1 1	兵衛川	宇津貫町貯水槽	宇津貫町 4 9 2 先
402	由井 1 2	兵衛川	みなみ野かしのき公園	みなみ野 4 - 2 6
403	由井 1 3	兵衛川	造形大駐車場	宇津貫町 1 4 4 7
404	由井 1 4	湯殿川由	1 0 分団 5 部消防器具置場	片倉町 7 0 2 - 3
405	由井 1 5	一般由井	都立片倉高校前市道	片倉町 1 6 3 0 - 4 先
406	由井 1 6	兵衛川	片倉台こぶし公園	片倉町 9 8 2 - 2 5
407	由井 1 7	兵衛川	片倉つどいの森公園	片倉町 3 5 0 6 先
408	由井 1 8	兵衛川	七国大船公園	七国 5 - 1 3 2
409	由井 1 9	兵衛川	みなみ野けやき公園	みなみ野 6 - 1 3
410	由井 2 0	兵衛川	西片倉つつじ公園	西片倉 3 - 1 3
411	由井 2 1	兵衛川	七国小学校	七国 5 - 2 7 - 1
412	由井 2 2	兵衛川	みなみ野菖蒲谷戸公園	みなみ野 3 - 1 3
413	由井 2 3	兵衛川	宇津貫公園	七国 6 - 1
414	由井 2 4	兵衛川	七国公園	七国 3 - 1 2 5
415	由井 2 5	兵衛川	兵衛和田内公園	兵衛 2 - 8
416	由井 2 6	兵衛川	七国の丘公園	七国 2 - 1 3
417	由井 2 7	兵衛川	兵衛和田内の尾根緑地	兵衛 2
418	由井 2 8	兵衛川	兵衛下平緑地	兵衛 1
419	由井 2 9	兵衛川	七国君田公園	七国 6 - 2 5
420	由井 3 0	兵衛川	七国西公園	七国 4 - 3 9

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規定等（防災行政無線固定系同報子局一覧）

No.	管理番号	グループ	設置名称	設置住所
421	由井 3 1	兵衛川	西片倉只沼の尾根緑地	西片倉 2
422	由井 3 2	兵衛川	市立みなみ野小学校体育館側壁	みなみ野 6 - 1 4 - 1

八王子市防災行政無線管理運用細則

2 八王子市防災行政無線管理運用細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、八王子市防災行政無線管理運用規程第16条の規定に基づき、八王子市防災行政無線局の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 固定系の運用

(放送の種類)

第2条 放送の種類は、緊急放送と一般放送とする。

2 緊急放送は、一般放送に優先する。

(放送事項)

第3条 緊急放送の放送事項は、おおむね次の各号に掲げるところによる。

(1) 地震、水象、気象等の予警報に関する事項

(2) 非常事態が発生した場合の指示、伝達に関する事。

2 一般放送の放送事項は、おおむね次の各号に掲げるところによる。

(1) 防災訓練に関する事。

(2) チャイムによる時報等に関する事。

(3) 市民生活に重大な影響を及ぼす市の施策に関する事で、市長が特に必要と認めたこと。

(放送時間)

第4条 放送時間は、原則として次の各号に定めるところによる。

(1) 緊急放送は、総括管理者が必要と認めるときに行うものとする。

(2) 一般放送は、執務時間内に行うものとする。

(3) 時報は、定時放送とし、時刻は別に定める。

2 放送は、緊急放送を除き、おおむね3分以内に終了するよう努めなければならない。

(放送の方法)

第5条 放送の方法は、放送の主体及び受信対象者を明らかにしたうえで、放送事項を簡潔かつ明瞭に放送するよう努めなければならない。

2 放送の再送信は、放送後24時間聴取できるよう電話自動応答サービスで提供する。

第3章 移動系及び地域系の運用

(通信の種類)

第6条 移動系及び地域系無線通信の種類は、非常通信及び平常通信とする。

2 非常通信とは、電波法第52条第4号に規定する通信をいい、平常通信とは、非常通信以外のものをいう。

(通信事項)

第7条 通信は、八王子市地域防災計画に基づく災害対策に係わる事務及び行政事務に関するものでなければならない。

資料 1-3 八王子市防災行政無線局管理運用規程等

2 通信は基地局の管理のもとに行うものとする。

(運用時間)

第8条 無線局は、常時運用する。ただし、平常通信は、原則として執務時間内運用とする。

(通信時間)

第9条 平常通信のための通信時間は、1回につき、原則として3分以内とする。

(通信の方法)

第10条 通信の方法は、無線局運用規定を遵守し、通信の円滑な実施に努めなければならない。

(通信の制限)

第11条 総括管理者は、災害、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、通信を制限し、又は通信統制をすることができる。

第4章 運用態勢

(固定系)

第12条 平常時における放送は、管理責任者の指示に従い、生活安全部防災課においてこれを行う。

2 非常時における放送は、八王子市地域防災計画に定める態勢により行うものとする。

(移動系及び地域系)

第13条 平常時における無線局の運用は、あらかじめ無線設備を設置ないしは配備した部所、または必要に応じて貸出しを受けた部所において行うものとする。

2 非常時における無線局の運用は、八王子市地域防災計画に定める態勢により行うものとする。

(運用の特例)

第14条 夜間、休日等における固定系の地震時（震度4または、震度5以上）の地震警報放送について、あらかじめ指定した固定局の無線従事者が登庁するまでの間、宿直職員がこれを監視するとともに必要な措置を講じるものとする。

2 無線従事者が、登庁したときは、宿直職員は、直ちに当該無線従事者に固定局の運用を引き継ぐものとする。

附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。